

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める請願署名

2016年 月 日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

紹介議員

要 請 趣 旨

東日本大震災から5年となりましたが、今なお14万7千人余の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅で暮らしています。また、2014年8月には豪雨土砂災害が広島北部を襲い、そして15年9月には関東東北豪雨災害により常総市をはじめ大量の家屋が全半壊しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、地域で暮らすことです。住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は施行後に2度の改正が行われましたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議はいまだに実現していません。

現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、不十分です。今日の資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額が急務です。加えて、高齢者や生活困窮者などは自宅再建が困難であり、被災者の実情に合わせた支援策が必要になっています。

また、災害救助法が適用される大規模災害のほか、狭い範囲に甚大な被害をもたらす局地的なゲリラ豪雨や竜巻など、全国各地で頻発する自然災害に対して、等しく救済の手が国民に届くような制度にすることも求められています。

被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

請 願 項 目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること。
- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、被害戸数にかかわらず適用できるよう支給要件を緩和すること。
- 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
- 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居等にかかる負担軽減を行うなど、個々の実情に合わせた総合的な居住確保の支援策を検討すること。

氏 名	住 所

※この個人情報は請願以外には使用いたしません

連絡先: **全国災対連** (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連気付 TEL: 03-5842-5611 FAX: 03-5842-5620